

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(森 林 保 全 課)	二二五
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(同)	二二六
道路の区域決定	(道 路 維 持 課)	二二六
建築基準法に基づく道路の位置指定	(建 築 指 導 課)	二二六
落札者等に関する公示	(情 報 シ ス テ ム 課)	二二八
開発行為の工事の完了	(建 築 指 導 課)	二二八

告 示

岐阜県告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市朝日町宮之前字森尾六八一の四
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 土岐市鶴里町柿野字向島二〇二四の一、二〇二四の二（次の図に示す部分に限る。）、二〇二四の三から二〇二四の三八まで、二〇二四の四一、字北山三六八一の一、三六八一の一三から三六八一の一六まで、三六八一の三四、三六八一の三五
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字向島二〇二四の二、二〇二四の三四、字北山三六八一の三五
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和五年一月二十四日
 岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備 考
県道	江大南垣線	安八郡安八町森部字表七二四番地先から 羽島市小瀬町外栗野一丁目九〇番地先まで	三〇・〇 100・四	七四・七	

岐阜県告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。
 令和五年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	指 定 日
揖斐郡池田町上田字井ノ上七二五番四	六〇〇	七五・五	岐阜県指令 岐西建築第 一三九号の 二六	令和 四・一〇・六
揖斐郡池田町上田字井ノ上七一九番四	六〇〇	八〇・八五	岐阜県指令 岐西建築第 二二五号の 二五	同 一〇・一一

位 置	幅員	延長	指定番号	年月日
関市東町一丁目八八番四	五・〇〇	二七・四三	岐阜県指令 中建築第二 六号の二二	同 一・一
美濃加茂市加茂野町鷹之巢字中落 一四二九番四	四・〇一	二五・五	岐阜県指令 中建築第二 六号の一	同 一・二四
美濃加茂市本郷町四丁目三四番四	五・〇〇	二七・六	岐阜県指令 中建築第二 六号の一〇	同 一・〇六
美濃加茂市山手町三丁目九三番九	六・〇〇	三九・九	岐阜県指令 中建築第二 六号の九	同 一・〇八
美濃加茂市前平町二丁目五五番四	六・〇〇	六五・三	岐阜県指令 中建築第二 六号の八	令和 四・〇・七
中濃建築事務所長				
安八郡安八町南今ヶ淵字河原四二 一番及び同番九	四・八 七・四	三三・八〇	岐阜県指令 岐西建築第 一三九号の 三一	同 一・三
瑞穂市宮田字寺内二六七番一四	四・五	三三・九二	岐阜県指令 岐西建築第 一三九号の 三二	同 一・二九
本巣市軽海字三ノ坪四二二番四	六・〇〇	六三・七五	岐阜県指令 岐西建築第 一三九号の 三〇	同 一・二九
安八郡安八町北今ヶ淵字宮西二八 四番四	五・〇〇	三三・三	岐阜県指令 岐西建築第 一三九号の 二九	同 一・二七
安八郡安八町南今ヶ淵字中筋四五 九番四	四・五	三三・九〇	岐阜県指令 岐西建築第 一三九号の 二八	同 一・二〇
揖斐郡大野町大字相羽字一丁目一 二三五番四	六・〇〇	三三・四五	岐阜県指令 岐西建築第 一三九号の 二七	同 一・二五

位 置	幅員	延長	指定番号	年月日
関市東町一丁目八八番九	六・〇〇	三三・三	同	同
美濃加茂市西町一丁目一六番七	六・〇〇	五・四	岐阜県指令 中建築第二 六号の一三	同 一・二五
美濃加茂市本郷町九丁目字薬師下 二〇六〇番一四	六・〇〇	三三・四	岐阜県指令 中建築第二 六号の一四	同 一・二二
美濃加茂市加茂野町今泉字畑中一 〇五二番四	六・〇〇	三三・三	岐阜県指令 中建築第二 六号の一五	同 一・二二
美濃加茂市西町四丁目四五番四及 び同番九	五・〇一	三三・四	岐阜県指令 中建築第二 六号の一六	同 一・二三
美濃市大字生榑字向野一六五三番 七、同番一及び一六五四番四	六・〇〇	三三・元	岐阜県指令 中建築第二 六号の一七	同 一・二七
東濃建築事務所長				
中津川市中津川字松田二二六四番 七、同番三〇四五、同番三〇四 八、同番三〇五二及び同番三〇四 八	六・〇〇	七四・三	岐阜県指令 東建築第八 六号の三	令和 四・〇・五
瑞浪市土岐町字虫塚一〇六九番一、 一〇七三番五及び瑞浪市所管法定 外公共物(道路)	六・〇〇	九三・八	岐阜県指令 東建築第八 六号の五	同 一・二〇
恵那市長島町久須見字新田一〇八 二番一九〇及び同番一九七	六・〇〇	四三・四	岐阜県指令 東建築第八 六号の六	同
中津川市駒場字大道上二二三番一 三、二三四番四、二三五番三の一 部、同番四、二四七番四及び中津 川市所管法定外公共物(道路及び 水路)	六・〇〇	六六・四	岐阜県指令 東建築第八 六号の七	同
瑞浪市明世町山野内字道上二八番 四	六・〇〇	五三・三	岐阜県指令 東建築第八 六号の四	同 一・二六
飛騨建築事務所長				

飛騨市古川町上町字芹田五三三番七	六〇〇	四・六五	岐阜県指令 飛建築第一 一四四号	令和 五・一〇・三三
------------------	-----	------	------------------------	---------------

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県域統合型GIS利用及び全体地図登録業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令中建築第八五号の三 令和 三・一〇・二八	郡上市八幡町稲成字久伝八六一番一、八六一番三、八六二番一、八六二番三、八六三番一、八六三番三、八六四番一、八六四番五の一部、八六五番一、八六六番一の一部及び八六六番三	岐阜県羽島郡岐南町三宅四丁目八一番地 ネットトヨタ岐阜株式会社 代表取締役 田 口 隆 男
岐阜県指令東建築第九二号の六 令和 四・六・二七	瑞浪市土岐町字入木五五六三番一から五五六三番三まで、五五六四番一、五五六五番一、五五六六番一の一部、五五六六番二、五五六七番一の一部及び同町字上今尻六〇五〇番一の一部	岐阜県瑞浪市上平町一丁目一番地 瑞浪市長 水 野 光 二

- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第11条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 大垣市今宿六丁目52番地18
公益財団法人岐阜県建設研究センター
理事長 船坂 徳彦
- 6 契約金額 31,433,600円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進局情報システム課地域情報係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

開発行為の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百四）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

令和五年一月二十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社